



佐賀県公報

平成17年
1月19日
(水曜日)
第 12557号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

- ◎佐賀県農業改良資金貸付金規則の一部を改正する規則 (三・生産者支援課) 一
- ◎佐賀県造林事業補助金交付要綱の一部改正 (一五・林業課) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 二

公布された規則のあらまし

○佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第三号)

- 1 農業改良資金の貸付限度額を農業者にあっては千八百万円、法人又は農業者の組織する団体にあっては五千万円とすることとした。 (第五条及び別表関係)
- 2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する法律第二十三条规定による資金に係る償還期間及び据置期間を定めることとした。 (第六条関係)
- 3 その他所要の改正を行なうこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月十九日

○ 告 示

●佐賀県告示第十五号

佐賀県造林事業補助金交付要綱 (昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号)

●佐賀県規則第三号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
佐賀県農業改良資金貸付規則 (平成十四年佐賀県規則第五十六号) の一部を次のように改正する。

第四条第一号ロ中「第二条第二項」を「第四条第四項」に改め、同号ニ中「ハに定める農業経営主」を「農業経営主(イからハまでに該当する家族経営の従事者に限る。)」に改める。

第五条中「別表に定める標準事業費又は次に掲げる額のいずれか低い額」を「次に掲げる額」に改める。

第六条の表に次のように加える。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十三条に定める資金を借り受ける場合	十二年以内	五年以内
---	-------	------

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行つた農業改良資金から適用し、同日前に貸付けの決定を行つた農業改良資金については、なお従前の例による。

の一部を次のとおり改定する。

平成十七年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成16年12月21日

第1条第二項及び第四条第三項中「実施主体」を「事業主体」に改める。

第六条第十ー号中「実施主体」を「事業主体」に改め、回号を回条第十ー号へ、同条第1項から第十項までを1項ずつ繰り下げる。回条第一項の次に次の1項を加える。

1 補助事業の施行規則(以下「第一条规定に掲げる規則」といふ)に必要な手入金を(以下「スル」)。

別表中「実施主体」又は「事業主体」と略す、回表の4の被害地等森林整備事業の項の規模の欄に「被害地等森林整備事業にあつては」又は、「0.5ha以上」の欄に「(指定被害地造林、松くい虫被害地等緊急造林及び被害地造林にあつては、1 施行地の被害区域面積が0.1ha以上)」又は、回表の補助率の欄に「10分の4以内」又は「10分の4 (平成16年の台風18号及び台風23号による災害にあつては、10分の6) 以内」を設ける。

審議

以上の如きは、公表の上ある趣旨に、以上の如きによる改正後の佐賀県造林事業補助金交付規則の規定は、平成十六年度の補助金からの適用である。

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により

次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年2月21日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年1月19日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成17年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人唐津海遊浪漫北京チャレンジ・サポートーズ

2008人委員会

(2) 代表者の氏名 藤原 雄
(3) 主たる事務所の所在地
佐賀県唐津市朝日町988番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、唐津市でヨット競技の北京オリンピック参加を目指しているオリンピックチャレンジメンバーと唐津を愛する人々に対して、サポートおよび情報発信に関する事業を行い、オリンピックチャレンジメンバーの北京オリンピック出場、メダルの獲得を、唐津を愛する人々の力で支えることで、唐津の地域と海に対する夢を築き、次世代を担う子どもたちの可能性を育み、唐津市のまちづくりに寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年1月19日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

東松浦郡浜玉町大字南山2798番、3903番10、3904番2、3904番5、3905番1、3905番2、3906番1、3906番5、3906番6、3907番1、3910番から3912番まで、3913番1、3913番2、3914番1、3914番3、3915番、3916番6、3919番1及び3920番1並びに大字大江1853番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市唐房六丁目5002番地
株式会社ヨコヤマ

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年一月十九日印刷及び発行
者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日 每 週 月 水 金 曜 金 画 日
西 部 印 刷 企 画 (株)